

税務レンジード四季報

第42回

新型コロナウイルス
感染症対策

新型コロナウイルスの影響で世界経済は大きな危機に直面しています。国内においても特に中小企業にあっては売上が激減し、資金繰りの悪化など苦境に立たれている企業が少なくありません。今回の危機は先行きが全く読めないだけに企業としても抜本的な対策を打つことができず、この混乱が収束するまでひたすら耐えるしかない体力勝負を強いられている状況ともいえます。政府はこの状況に対して様々な支援を打ち出しています。詳細は、日々更新されていますので、経済産業省のHPに「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業対策FAQ」などを参照していただければと思います。

融資制度としては、日本政策金融公庫、保証協会、各金融機関の制度がありますが、申請から融資が実行されるまでは相当の時間がかかると予想されますので気を付けてください。

金融公庫、保証協会、各金融機関の制度がありますが、申請から融資が実行されるまでは相当の時間がかかると予想されますので気を付けてください。

(1) 短期間に貸付される制度

① 生命保険の契約者貸付制度の利用

解約返戻金のある生命保険ですと、解約返戻金の70%～90%の借入が可能です。期間限定の無利子で貸付けを受付している生命保険会社がありますので、各保険会社に問い合わせください。

② 倒産防止共済（経営セーフティ共済）の一時貸付制度

③ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定期株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと。

・返済期間1年の期限一括返済のため、スポット的な利用を検討。

④ 納税者や経理担当の（青色）事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること。

・解約して現金化する前につたん一時貸付を利用して資金調達し、返済できないときや、赤字の穴埋めの利益が必要な際にはじめて解約する流れがお勧めです。

⑤ 次のような事情により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続きに必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められます。

（税理士 光廣 昌史）

② 新型コロナウイルス感染症に関連して、期限内に国税の申告・納付ができない場合の取り扱い

新型コロナウイルス感染症の患者が把握された場合には濃厚接触者に対する外出自粛の要請などが行われるなど、自己の責めに帰さない理由により、その期限までに申告・納付などができない場合も考えられます。

次のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続きに必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められます。

③ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定期株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと。

④ 納税者や経理担当の（青色）事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること。

⑤ 次のような事情により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続きに必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められます。

⑥ 感染症の患者に濃厚接触した疑いがある。

▼ 登熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある。

▼ 基礎疾患など、感染症に感染すると重症化するおそれがある。

※ 上記以外にも、個別の申請により申告期限等が延長される場合がありますので、ご不明な点がございましたら所轄の税務署ご相談ください。

① 税務代理などをを行う税理士（事務所の職員を含みます）が、感染症に感染したこと。

あなたの経営羅針盤

Office
Mitsubishi

株式会社オフィスマツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

あなたの経営羅針盤

「オフィスマツヒロ」は、税務ほか経営のあらゆる局面をサポート。お客様の夢を実現するために、真のパートナーシップをめざします。

税務会計業務／コンサルティング業務

ファイナンシャル業務／事業承継対策業務